

- ◆1面
 - 投票できる方
 - 投票所整理券
 - 投票の方法
 - 選挙公報を配布します
 - 期日前投票のご利用を
 - 選挙運動用ビラの解禁
- ◆2面
 - 旅行地・滞在地での不在者
- 投票
 - 郵便等による不在者投票
 - 指定病院等に入院・入所されている方の不在者投票
 - 身体の不自由な方には
 - 投票所への移動に関する支援
 - 選挙管理委員会公式ツイッターのご案内
 - 投票・開票速報

日ごろから心がけよう明るい選挙

新宿区議会議員選挙

投票日 4月21日(日)午前7時～午後8時

【告示日:4月14日(日)】 大切な想い あなたの一票で伝えよう

【問合せ】区選挙管理委員会事務局(第一分庁舎3階) ☎(5273)3740・☎(5273)5230



◆投票できる方◆

今回の新宿区議会議員選挙で投票できる方は、新宿区の選挙人名簿に登録されていて、投票する日現在新宿区に住所がある方です。

今回の選挙で新たに選挙人名簿に登録されるのは、満18歳以上(平成13年4月22日以前に生まれた方)の日本国民で、平成31年1月13日までに新宿区に転入の届け出をし、平成31年4月13日現在で新宿区に引き続き住民登録のある方です。

●新宿区に転入した方

1月14日以降に新宿区へ転入の届け出をした方は、今回の新宿区議会議員選挙は投票できません。

ただし、新宿区の選挙人名簿に登録されている方が、新宿区から他の区市町村に転出した後、1ヶ月以内に新宿区に再び転入届を提出し、投票する日現在で3ヶ月以上新宿区に住んでいる場合、投票することができます。転出した日付によって、選挙管理委員会の確認が必要になる場合がありますので、詳しくは区選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

●新宿区から転出した方

新宿区から転出した方は、選挙人名簿に登録があっても投票できません。ただし、転出する日が4月15日(月)～20日(土)の場合、転出するまでは期日前投票ができます。

●新宿区内で転居する方

3月29日(金)までに区内で転居の届け出をした方は、新住所の投票所で投票してください。

3月30日(土)以降に区内で転居の届け出をした方は、旧住所の投票所で投票してください。

◆投票所整理券◆

4月11日(木)から、住民票の世帯ごとにまとめて封書でお送りします。投票の際は、ご自分の投票所整理券を確認のうえお持ちください。新宿区の選挙人名簿に登録がある方は、投票所整理券が届かない場合や紛失した場合でも投票できます。投票所・期日前投票所の係員にお申し出ください。



【整理券封筒】

◆投票の方法◆

投票用紙に「候補者1人の氏名」を書いてください。氏名以外は書かないでください。

◆選挙公報を配布します◆

4月20日(土)までに、委託業者が選挙公報を各家庭に配布します。期間内に届かなかった場合は、区選挙管理委員会事務局までご連絡ください。また、区役所本庁舎・分庁舎や特別出張所などの主な区施設にも置きます。

目の不自由な方のために、点字版や音声版の選挙公報も用意しています。区選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

※選挙公報は新宿区選挙管理委員会ホームページでもご覧いただけます。公開は4月15日(月)ころの予定です。

◆期日前投票のご利用を◆

投票日当日、仕事や旅行、レジャーなどで投票所に行くことができない方は期日前投票ができます。

○期日前投票ができる場所・日時は下表のとおりです。

期日前投票所名	所在地	期間・時間
区役所第一分庁舎1階	歌舞伎町1-5-1	いずれの場所も 4月15日(月) ～20日(土) 午前8時30分 ～午後8時
四谷特別出張所	内藤町87	
笹塚特別出張所	笹塚町15	
榎町特別出張所	早稲田町85	
若松町特別出張所	若松町12-6	
大久保特別出張所	大久保2-12-7	
戸塚特別出張所	高田馬場2-18-1	
落合第一特別出張所	下落合4-6-7	
落合第二特別出張所	中落合4-17-13	
柏木特別出張所	北新宿2-3-7	
角筈特別出張所	西新宿4-33-7	

○持参するものは?

投票所整理券がお手元に届いていれば、裏面の「期日前投票宣誓書(兼請求書)」に必要事項を記入のうえお持ちください。

新宿区に選挙人名簿登録がある方で投票所整理券を紛失したなどの場合は、期日前投票所に備え付けてある「期日前投票宣誓書(兼請求書)」をご利用ください。※印鑑は不要です。

○住所によって期日前投票所は決められていますか?

期日前投票は、上表のいずれの期日前投票所でもすることができます。ただし、投票日当日(4月21日)は、決められた投票所でのみの投票となりますので、投票所整理券をご確認ください。

○長期の旅行などで期日前投票に行けない場合は?

長期の旅行などで投票日当日の投票所や期日前投票所に行けない場合は、滞在地で不在者投票をすることができます。【裏面をご覧ください。】

◆選挙運動用ビラの解禁◆

公職選挙法の改正により、都道府県及び区市の議会の議員の選挙についても、選挙運動用ビラの頒布が解禁されました。そのため、今回の新宿区議会議員選挙から候補者は下記の方法により選挙運動用ビラを頒布することができます。

- 1 頒布できる選挙運動用ビラの種類
 - 頒布前に選挙管理委員会に届け出た、2種類以内の選挙運動用ビラで、選挙管理委員会が交付した証紙が貼られているもの
- 2 頒布できる枚数
 - 2種類を通じて4,000枚
- 3 選挙運動用ビラの頒布方法
 - (1) 新聞折り込みによる頒布
 - (2) 選挙事務所内における頒布
 - (3) 演説会の会場内における頒布
 - (4) 街頭演説の場所における頒布
- 4 選挙運動用ビラの体裁・記載内容
 - (1) 大きさは、29.7cm×21cm(A4判)以内
 - (2) ビラ表面に「頒布責任者及び印刷者の氏名及び住所(法人の場合は、名称及び所在地)」を記載しなければなりません。その他には制限はありません。色刷り・両面印刷も可能です。

◆旅行地・滞在地での不在者投票◆

国内の出張や旅行などにより、新宿区内で投票・期日前投票ができない方は、次の手続きにより滞在先の区市町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。不在者投票ができるのは、4月15日(月)～4月20日(土)(※)です。投票用紙等の請求・送付には郵便を使いますので、お早めに選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

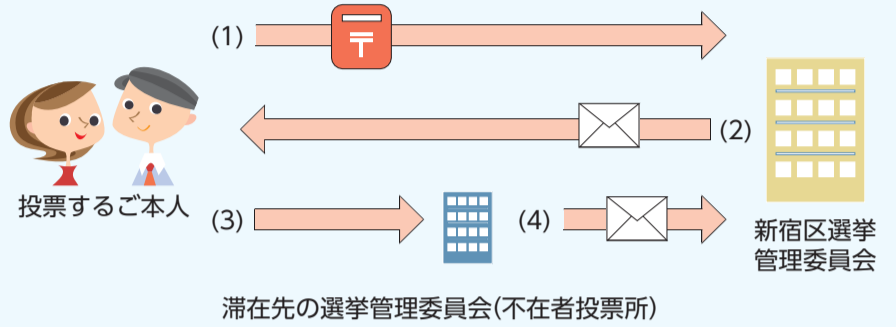
※滞在先の区市町村で選挙がない場合、その区市町村の選挙管理委員会の執務時間中(4月15日(月)から19日(金)の午前8時30分から午後5時まで)でないと受付できません。必ず、あらかじめ滞在地の選挙管理委員会にご確認ください。

- (1)投票するご本人が、新宿区選挙管理委員会あてに投票用紙等を請求します。記載例(右図)を参考にして、便せん等に記入して請求してください。
※請求書の様式は新宿区のホームページからも取り出せます。
※投票用紙等は電子メールやファックス、電話での請求ができません。郵便で請求してください。
(2)請求書が新宿区選挙管理委員会に到着後、告示日の4月14日(日)以降に(15日(月)以降に到着した分については、受付が済み次第)「投票用紙の送付先」にレターパックプラスで投票用紙等をお送りします。
(3)滞在先の区市町村の選挙管理委員会(不在者投票所)で不在者投票をしてください。
※不在者投票所以外の場所で投票用紙に記入をすると無効になります。
(4)投票用紙等は滞在先の選挙管理委員会から新宿区選挙管理委員会へ返送されます。投票用紙の到着が投票日(4月21日(日))を過ぎると無効になりますので、お早めに投票してください。

【記載例】 投票用紙等請求書

私は平成31年4月21日執行の新宿区議会議員選挙の当日、〇〇(投票所に行けない理由を記入)のため投票所に行けない見込みです。
このことが真実であることを誓い、投票用紙等を請求します。
平成31年4月×日

- 1 氏名(ふりがな)
2 生年月日
3 新宿区での住所
4 投票用紙の送付先
5 電話番号(日中に連絡がつく番号や携帯電話の番号)



投票用紙の請求先
新宿区選挙管理委員会事務局 〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-5-1

◆郵便等による不在者投票◆

身体が不自由なため投票所に行くことが難しく、下表に該当する方は、事前に「郵便等投票証明書」の交付を受け、4月17日(水)まで(※)に投票用紙等の請求をすると、郵便等による不在者投票ができます。

また、下表に該当し、かつ「身体障害者手帳をお持ちで上肢または視覚の障害の程度が1級の方」または「戦傷病者手帳をお持ちで上肢または視覚の障害の程度が特別項症～第2項症の方」は、事前の手続きで代理記載制度が利用できます。詳しくは区選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。

郵便等による不在者投票ができる方

Table with 3 columns: 手帳の種類等, 内容, 等級等. Rows include 身体障害者手帳, 戦傷病者手帳, and 介護保険被保険者証.

※請求期限(4月17日(水))を過ぎてからは新宿区議会議員選挙の投票用紙等の請求はできません。お早目に手続きしてください。

◆指定病院等に入院・入所されている方の不在者投票◆

都道府県の選挙管理委員会が指定する病院や老人ホーム等に入院・入所している方は、その施設内でも不在者投票ができます。お早めに病院・施設にお問い合わせください。

新宿区内の指定病院・施設は下表のとおりです。

Table listing designated hospitals and facilities in Shinjuku, such as 慶應義塾大学病院, 大久保病院, etc.

(平成31年3月1日現在)

◆身体の不自由な方には◆

- 代理投票
心身の故障等で、投票用紙に自書できない方は、投票所・期日前投票所の係員が補助者としてお手伝いします。ご希望の方は、投票所・期日前投票所の係員にお申し出ください。投票の秘密は守られますのでご安心ください。
○点字投票
目ที่ไม่自由な方は点字で投票できます。ご希望の方は、投票所・期日前投票所の係員にお申し出ください。
○その他
すべての投票所・期日前投票所には、老眼鏡・点字器・文鎮・拡大鏡・コミュニケーションボード・筆談ボード・車いす等を用意しています。必要な方は係員にお申し出ください。また、車いすのまま利用できる記載台も用意しています。

◆投票所への移動に関する支援◆

視覚障害や全身性障害、知的障害や精神障害のある方は「移動支援事業」等の制度を利用することにより、ご自宅等から投票所への移動について支援が受けられる場合があります。また、その他の障害でも支援が受けられる場合があります。介護保険の「要介護」・「要支援」の認定を受けている方または「介護予防・生活支援サービス事業対象者」の方は、「訪問介護」のサービスによりご自宅等から投票所への移動について支援が受けられる場合があります。詳しくは、下記までお問い合わせください。

- ◆視覚障害・全身性障害・知的障害・精神障害・その他の障害の方
➡障害者福祉課支援係 ☎(5273)4583・FAX(3209)3441
◆介護保険の「要介護」の認定を受けている方
➡介護保険課給付係 ☎(5273)4176・FAX(3209)6010
◆介護保険の「要支援」の認定を受けている方または介護予防・生活支援サービス事業対象者の方
➡地域包括ケア推進課介護予防係 ☎(5273)4568・FAX(6205)5083

◆選挙管理委員会公式ツイッターのご案内◆

新宿区選挙管理委員会公式ツイッターでは、新宿区議会議員選挙に関する情報を随時配信しています。ぜひご利用ください。
アカウント名:shinjuku_senkan(新宿区選挙管理委員会)
URL:https://twitter.com/shinjuku_senkan



◆投票・開票速報◆

開票は4月21日(日)午後8時45分から、新宿コスミックスポーツセンター(大久保3-1-2)で行います。
また、投票・開票の速報は、投票日当日に新宿区ホームページでご覧いただけます。

